



令和元年 9月20日(金)  
(2019年)

No. 15017 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会  
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)  
郵便番号 104-0061  
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671  
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4  
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円  
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆A Iにおける法的検討・A I管理④  
A Iと刑法 …………… (1)

☆令和2年度 主な機構・定員要求内容について (6)  
☆フラッシュ(特許庁人事異動) …………… (7)

A Iにおける法的検討・A I管理 ④

A Iと刑法

吉備国際大学大学院知的財産学研究所 准教授

弁護士法人 関西法律特許事務所 弁護士・弁理士 田上 洋平

1. はじめに

近年のA I技術の発展及び実用化に伴い、A Iに関連する法的議論及び立法についても隆盛を極めている。今年の7月には限定提供データ不正取得行為等を不正競争行為とする改正不正競争防止法が施行され、レベル4以上の自動運転実現のためにジュネーブ条約の改正や解釈についての議論も現在継続

中の段階にある。

本稿ではA I関連する法的議論の一つとして、A Iと刑法に関する問題点について論述したい。

2. A Iとは

まず、A Iと刑法を語る上では、A Iとは何かとということを明らかにしておく必要があると思われる。



鈴榮特許総合事務所  
SUZUYE & SUZUYE

〒105-0014 東京都港区芝3丁目23番1号 セレスティン芝三井ビルディング11階  
電話 東京03(6722)0800(大代表) URL <http://www.s-sogo.jp/>

所長 ○弁理士 蔵田 昌俊(電気・通信)  
副所長 弁理士 井上 正(電子・情報・通信)  
理事 弁理士 森川 元嗣(機械)  
常務顧問 ※弁理士 峰 隆司(電気・電子・通信)  
顧問 弁理士 福原 淑弘(電気・電子・通信)  
△※弁理士 岡田 貴志(電子・ニューヨーク州弁理士)  
弁理士 永島 建治(機械)  
弁理士 片岡 耕作(機械・制御)  
弁理士 堂前 俊介(電気・電子)  
弁理士 明関 幸江(商標)  
弁理士 佐藤明日香(電気・通信)

所長代行 ※弁理士 小出 俊實(商標意匠・不正競争)  
□弁理士 金子 博人(知的財産法務)  
理事 弁理士 矢頭 尚之(電子・通信)  
常務顧問 弁理士 河野 直樹(化学)  
顧問 弁理士 鶴岡 健(生命工学)  
※弁理士 幡 茂良(商標意匠・不正競争)  
※弁理士 矢野ひろみ(海外商標)  
※弁理士 清水千恵子(海外商標)  
弁理士 鷹巢 明彦(情報・通信・医療機器)  
※弁理士 角田さやか(機械)  
弁理士 井上 高広(電子・半導体)

副所長 ※弁理士 野河 信久(電子・通信)  
主 監 弁理士 飯野 茂(物理・計測・分析)  
理 事 弁理士 木本 直美(意匠)  
常務顧問 弁理士 井関 守三(電子・通信)  
※弁理士 金子 早苗(化学)  
弁理士 堀内美保子(化学・バイオ)  
弁理士 中島 千尋(機械・制御)  
※弁理士 宮田 良子(電気・電子)  
弁理士 中丸 慶洋(電子・情報処理)  
※弁理士 橋本 良樹(商標意匠・不正競争)

○米國/パテントエージェント(合格) ※付記弁理士(特定侵害訴訟代理) △ニューヨーク州弁理士 □顧問弁理士

【顧問法律事務所】 弁理士法人 内田・鮫島法律事務所  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング東棟16階 電話(03)5561-8550(代表) FAX(03)5561-8558 URL <http://www.uslf.jp/>

AI (artificial intelligence、人工知能) との用語は、近年至る所で多用されていると思われるが、実はその定義は一様ではない。人工知能学会においてもその定義は定まっていない。AI の概念がはじめて出てきたのは1950年代であり、60年以上の歴史の中で、その具体的な内容は変容し続けているのではないだろうか。

そして、近年はディープラーニングに端を発するいわゆる第三次AIブームにより、AI技術の研究及びその実用化が目まぐるしく進んでいる。そのため、AIという言葉が盛んに使われているが、本稿においては現時点でのAI技術及び将来のさらなる発展を見込んでのAI技術を前提として、議論を進めたい。

### 3. 刑法について

他方、AIと刑法を語る上では、刑法上の刑事罰を科する根拠についても論じておかなければならない。刑事罰を科するには、犯罪構成要件に該当し、違法かつ有責な行為をしなければならない。そのため、刑事罰の主体は自然人に限定され、法人に刑罰を科すことはできない (自然人と法人の両罰規定がある場合を除く。この場合も自然人への刑罰なくして法人への刑罰はあり得ない。)

もう少し詳しく説明をすると、刑法38条1項は「罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。」として、犯罪の成立には原則故意が必要としている。なお、刑法38条1項但書きは過失犯の処罰を念頭においている。このように刑法が刑事罰を科するには故意・過失といった主観的要件・有責性を必要としているのは、諸説はあるものの、故意については規範の問題 (犯罪構成要件に該当する事実を認識した場合は、そのような行為をとらない) に直面しながら、敢えてそれを乗り越えて行為に至った点に責任を認め、過失についても結果予見可能性及び結果回避可能性があるにもかかわらず、不注意により何れかを怠った点に責任を認め、刑罰を科する非難を向け得るからである。

そのため、近年批判が強い点ではあるが、心神喪失者の罪は罰しないとしているのである (刑法39条1項)。自分の行為が悪いことと認識し得ない者は、

規範の問題に直面し得ないのであるから、そのような者の行為には責任があるとは認められず、非難することもできないと考えられるからである。

### 4. AIそのものに刑罰を科すことはできない

以上見てきたように、刑事罰の対象は自然人であることから、AIそのものに刑罰を科すことはできない (そもそも無意味である)。それゆえ、AIの関係で刑事責任が問題となるのは、AIの開発・設計者、利用者といった自然人しか考えられないのである。そこで、いかなる場合にいかなる責任が発生し得るのか、いくつかの例を挙げて検証していきたい。

### 5. 自動運転について

まず、AIを利用した技術として近年最も注目を浴びているのは自動車の自動運転技術ではないだろうか。

自動運転に係る制度整備大綱 (平成30年4月17日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議) においては、自動運転レベルは表1のとおり定義されている。

ここで、レベル0ないし2については、「安全運転に係る監視、対応主体」は「運転者」とされており、自動車運転に起因する致死傷が生じた場合に、運転者に自動車運転過失致死傷罪を問うことは疑いがないであろう。問題はレベル3以上である。レベル3においては、運転者の介入が予定されていることから、民事責任については運転者に責任を問うるとされている。しかしながら、刑事責任はどうであろうか。レベル3の民事責任においては、自動車損害賠償補償法3条に定める運行供用者責任のほかに、不法行為上の過失責任を問うるとされている。ここで、刑事における「過失」の概念と民事における「過失」の概念に相違がないと考えるのであれば、刑事においても過失責任 (自動車運転過失致死傷罪) を問うることとなるであろう。他方、刑事と民事の過失の概念・程度が異なると捉えたとしても、レベル3の自動運転には運転者の介入が前提とされているのであるから、運転者におよぼす過失の刑事責任を問うる場面は存在すると認められる。ただし、限定領域においてはシステムが全ての動的運転タスク